

政令第三百四十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号の二中「含有する製剤」の下に「。ただし、一水素二弗化^ふアンモニウム四％以下を含有するものを除く。」を加え、同項第二十八号の十二本文中「イリデンシアナミド」の下に「（別名チアクロプリド）」を加え、同号ただし書中「一・五％」を「三％」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働省令第百五十三号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年十一月二十七日

厚生労働大臣 坂口 力

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第十一号の六本文中「イリデンスミアナミド」の下に「（別名チアクロプリド）」を加え、同号ただし書中「一・五％」を「三％」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。